

ゴルフ文化産業論

19

闘う弁護士・西村國彦の

ゴルフ文化産業論

目次

- 1 アイスランドの奇跡(その1)
- 2 日本人が諦めていること
- 3 奇跡はアイスランドで起きた
- 4 鍋とフライパン革命(前々号)
- 5 鍋とフライパン革命(その2)
- 6 自分で考えることをしよう
- 7 そんな状況で僕たちができることは何だろうか?(前号)

1 近未来の組織問題は世界の課題

2019年10月10日の日経新聞は、近未来の組織とは「創論」と題して、「ティール組織」著者のフレデリック・ラルー氏と経営における「アート」と「サイエンス」のバランスを重視する山口周氏のインタビューを記事にしていた。

ちょうど、僕が前回、堤未果氏の

2つの価値観・世界観を比較して、

堤氏の「お互いさま」の価値観を条

代を終わらせようとしているとい

う。組織構成員を成熟した大人とみ

なして、企業組織の目的を共有す

るのが「ティール組織」だ。

3 山口周氏の発想

大学で哲学と美学美術史を学ん

だ山口氏は、電通、ポストン・コン

サルティング・グループを経て、組

織開発・人材育成を専門とするコ

ーネン・フェリー・ハイグループのパ

ートナーとなつた。

山口氏の問題意識も、時代の急激な変化を大きく反映するものだ。

彼は現代を、システムの変化にルールの制定が追いつかない状況が発生している時代と認識している。そして、その結果が、旧ライプニアや一連のDENA不祥事などいう。アメリカでいうなら、エンロング事件などもまさにその危険性の発露だらう。

借金帳消しの意味

アメリカのサブプライムローンは、ノンリコースローンといって、担保不動産価値を超える貸付リスクを金融機関側が負担する仕組みだった。

他方わが国では、担保価値を超えるローンの返済義務を免れないため、誠実な企業や個人は、長い年月をかけ、残りの借金を返済していく。これがバブル崩壊後の日本経済低迷の原因だ。

その意味で、スルガ銀行被害者に対し、担保物件を手放せば借金が帳消しになるノンリコース扱いの被害者救済が実現すれば、わが国では画期的なこと。

一般的法律関係者からすると、理解しにくい現象だろう。時代の変化に司法と法律関係者がついていけない事態が発生しているのだ。

弁護士に依頼していない被害者にもその効果を及ぼすには、被害者にノウハウと実績を持つ弁護団に適正な報酬を負担してもらわないと公平が保てない。もしこれが実現すれば、アメリカ流クラスアクション(集団訴訟※註1)の事実上の採用が実現する。

※註1 集団訴訟で、判決の効力が裁判をしなかった同種被害者たちにも及ぶことを認める英米法制度。日本でも導入が検討されている。

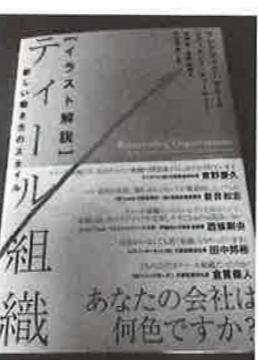
ついで支持することを明らかにしたが、その理論的補強は絶対に必要だった。まさに、その補強したい新しい組織論が、世界的な課題にあがつていたのだ。

あの大企業一辺倒とも見られやすい日経新聞ですら、従来の企業組織そのものに閉塞感や違和感があるとして、新しい時代の方向性を示そうとする考え方を無視できなくなっているのだ。

つまり平成の30年間は、「ゴルフ界ばかりでなくわが国全体が、右肩上がりを前提にした戦後民主主義の中で世界に追いつき追い越せた」の発想を捨てきれず、いたずらに足踏みを続けていた時代だった。

新しい令和の時代、従来どおりの会社や組織のままでいいわけがない。

ところで、日経新聞は、21世紀になつた「ティール組織」と題する書籍になつていて(写真)。



おいで、米欧と日本で支持されている書籍の著作者として、上記の2人に、近未来的企業組織の姿を聞いている。

マッキンゼー・アンド・カンパニーを経て独立したラルー氏は、世界中を歩いて実在の企業や公的機関ほかの組織を研究したという。

その結果は60万部のヒット作となつた「ティール組織」と題する書籍になっている(写真)。

これまでの企業形態は、オレンジ色のピラミッド型に部門別の上下関係を形成し、中間管理職の役割が大きく、目標達成のための「マネジメント」が重視される組織だ。

組織は、ピラミッド型でないフラットに協力し合う成熟した関係だ。

これは、オレンジ組織に疲れ、職場を離れていく人たちから学んだ新しい組織論とのことであり、世界でも日本でも採用する企業や組織が登場しているという。

現代の情報革命は、企業や組織が情報を独占していた時

「上下関係や肩書のない」という、いわばこれまでの常識をくつがえす新しい組織論だ。ラルー氏は、人間が生み出した組織を、5つに分類し5色に色分けした。

つまり、裁判官が実定法にこだわり、裁判官が実定法にこだわればこだわるほど、システムの変化による悲惨な被害を救済できなくなってしまうのだ。更には形式的合法性を許容することで、大きく倫理を踏みはずす結論を導いてしまうことになる。

また定員制のもとで、裁判官たちは、短時間に多数の事件を処理するため、事件の背景事実に踏み込みを避け、できる限り実定法の条文との関係だけを審理対象としたがるのだ。

そうすると、まさに山口氏が指摘する危険性(実定法中心主義の弊害)が、司法の現場である裁判所のやりたい放題を許容した裁判官たちの形式論の原因は、ここにあつたのだ。

次回は、示唆に富む山口氏の各著作を紹介しながら、ゴルフ界へのヒントを探してみたい。

アイスランドの奇跡(その3)



西村國彦
(にしむら・くにひこ)
お酒は飲めないカラオケも駄目な営業下手の弁護士。そんな男が40歳を迎える年、ゴルフを始めたことから人生も性格も激変。ゴルフ大好き仲間を求めるオーナーズセイになつて、世界を放浪。「ゴルフエッセイも書く傍ら、法的に弱いゴルフ場会員たちの権利を守るために、『新理論』を構築。ハゲタカ外資にも正面から闘いを挑み、撃破。最近、ジャズの世界も覗いている。日本ゴルフジャーナリスト協会理事。